

計量証明事業登録申請書

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住 所

氏 名

代表者

次のとおり、計量法第 107 条の登録を受けたいので、申請します。

- 1 登録の有無、登録の年月日及び登録番号
- 2 事業の区分
- 3 事業所の名称及び所在地
- 4 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の名称、性能及び数
- 5 計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分又は計量法施行規則第 40 条第 3 項に規定する条件に適合する知識経験を有する者の氏名並びにその者の職務の内容

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 第 2 項の事項は、一般は質量、体積、熱量等、環境は音圧レベル、振動加速度レベル、濃度又は特定濃度の計量証明の事業にあつては、大気、水又は土壌の別についても記載すること。
- 3 特定濃度の登録には、第 49 条の 5 第 1 項に規定する認定証の写しを添付すること。
- 4 第 4 項の事項は、別紙に記載することができる。

郵便局の振替払込請求書兼受領証 公
貼り付け欄

- ◆手数料は、54,870円です。
- ◆京都府収入証紙は、令和4年9月末日をもって販売中止となっています。
 - ◆お手持ちの京都府収入証紙は、令和9年9月30日まで払い戻しが可能です。
 - ◆払い戻しをご希望の方は、京都府会計課 075-414-5415 までお問い合わせください。
- ◆令和5年4月1日からは、払込取扱票(計量検定所限定用紙)による手数料の納付となっています。
- ◆計量検定所宛に「払込取扱票希望」と御社の名称・住所、ご希望枚数(最大4枚まで)を記入し、84円切手を同封のうえ、封書で郵送してください。後日返送いたします。
なお、払込取扱票による手続きで、郵便局での振込手数料は無料となっています。
- ◆詳細は、京都府計量検定所HPを参照してください。

計量証明事業登録申請書

令和 ●年●月●日

※提出日を記入して下さい。

京都府知事 様

申請者 住所 (本社住所)

※ゴム印でも可

氏名 (社名)

※個人名で登録される方は、代表者の氏名は不要です。

代表者 (代表取締役氏名)

※社印や代表者印の押印は不要です。

次のとおり、計量法第107条の登録を受けたいので、申請します。

- 1 登録の有無、登録の年月日及び登録番号

登録証に記載

無 又は 有 (元号) ●●年●月●日 登録番号 第◆◆◆号

(京都府内に既登録事業所があれば有と記入し、その登録年月日及び登録番号を記入)

- 2 事業の区分

質 量 (質量以外は、その区分[長さ、面積、体積、熱量])

- 3 事業所の名称及び所在地

個人名で登録の場合

例1: ○○株式会社 上京営業所
京都市上京区薬屋町431

例2: 氏名 (○○商店)
京都市上京区薬屋町431

- 4 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の名称、性能及び数

電気抵抗線式はかり ひょう量 70,000kg 目量 10/20kg 数量 1個

※2個以上ある場合は、この空白に記述してください。

- 5 計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分又は計量法施行規則第40条第3項に規定する条件に適合する知識経験を有する者の氏名並びにその者の職務の内容

主任計量者 (氏名) (合格証番号)

職務内容: 計量法第109条の2に規定する計量管理の業務

備考

主任計量者資格試験合格証のコピーを添えて提出してください。

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 第2項の事項は、一般は質量、体積、熱量等を、環境は音圧レベル、振動加速度レベル、濃度又は特定濃度の計量証明の事業にあっては、大気、水又は土壌の別についても記載すること。
- 3 特定濃度の登録には、第49条の5第1項に規定する認定証の写しを添付すること。
- 4 第4項の事項は、別紙に記載することができる。

郵便局の振替払込請求書兼受領証^公
貼り付け欄

全面のりで貼り付けてください。

振替払込請求書兼受領証 ^公									
口座記号番号	0	1	0	7	0	9	払込料金 加入書 費		
	960012								
加入者名	京都府指定金融機関 京都銀行 本店								
金額	千	百	十	万	千	百	十	円	
					¥	●	●	●	●
ご依頼人	おなまえ 株式会社●●●●様								
備考	日 附 印								
	郵便局印								
この受領証は、大切に保管してください。									

- ◆手数料は、54,870円です。
- ◆京都府収入証紙は、令和4年9月末日をもって販売中止となっています。
 - ◆お手持ちの京都府収入証紙は、令和9年9月30日まで払い戻しが可能です。
 - ◆払い戻しをご希望の方は、京都府会計課 075-414-5415 までお問い合わせください。
- ◆令和5年4月1日からは、払込取扱票(計量検定所限定用紙)による手数料の納付となっています。
- ◆計量検定所宛に「払込取扱票希望」と御社の名称・住所、ご希望枚数(最大4枚まで)を記入し、84円切手を同封のうえ、封書で郵送してください。後日返送いたします。なお、払込取扱票による手続きで、郵便局での振込手数料は無料となっています。
- ◆詳細は、京都府計量検定所HPを参照してください。